

八戸市男女共同参画推進などに関する苦情等対応のしくみについて

八戸市男女共同参画基本条例において、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に関する苦情を適切に処理するために必要な措置を講ずると明記しています。

平成 13 年に本条例を制定して以来、市の施策についての苦情の申出はありませんが、更なる男女共同参画社会の実現を目指し、市民等から寄せられる苦情等に対して、適切な処置を講ずることができるよう、当市では「八戸市男女共同参画苦情処理委員会」という苦情等対応のしくみを構築しています。

※苦情等の内容によっては、担当部署にお繋ぎして対応する場合があります。

苦情等に係る Q&A

○どんな方が申し立てできるのですか？

- ①市内に在住、在勤、在学している方
- ②市内で活動している事業者及び団体

○どのような話を取り扱うのですか？

- ①市の男女共同参画を推進する施策や措置に対して、意見や要望があるもの
- ②市の施策や措置が、男女共同参画の推進を阻害していると思われるもの

<お取り扱いできない事案>

- ①判決・裁決等により確定した事項、裁判所において係争中の事案
- ②行政庁において、不服申し立て審理中の事案
- ③監査委員に住民監査請求を行っている事案
- ④議会に請願・陳情を行っている事案
- ⑤他の法令に基づき処理すべき事項
雇用機会均等法
DV 防止法
- ⑥私人間の紛争の解決を目的としている事項
- ⑦過去に同趣旨の苦情が訴えられ、既に処理が確定しているもの
- ⑧苦情処理委員の行為に関する事項

○苦情対応の流れはどのようになっているのでしょうか？

苦情対応のフローをご覧ください

○どこに相談すればよいのでしょうか？

八戸市庁 総合政策部 市民連携推進課
男女共同参画推進室

☎TEL 0178-43-9217 (直通) 📠Fax 0178-47-1485

Email : renkei@city.hachinohe.aomori.jp

